

課外活動補助金申請サークル

三役各位

(※2020年度課外活動補助金を申請していないサークルはご参考まで)

早稲田大学学生生活課

課外活動補助金 通常活動分に関わる申請可能期間の追加について

1月6日付「1月8日（金）以降の課外活動の禁止および学生会館の入館制限について（第5報）」でお伝えのとおり、緊急事態宣言が解除されるまでは、原則オンラインでの活動以外は禁止となります。

課外活動については、緊急事態宣言解除の見通しが立った後、社会情勢を注視しながら段階的に制限を解除していく流れを想定しており、場合によっては、練習は再開可能となるもののイベントは許可できない等、予定していた活動の延期や中止をせざるを得ない状況になることも考えられます。

この状況下において、通常活動分について課外活動補助金を申請できる期間を下記のとおり追加します。

1. 2021年1月8日（金）以降、2020年度中にイベントが開催できていないことに伴う救済措置

2021年1月8日以降、イベントが開催できない期間の通常活動（オンラインでの活動に限る）に係る費用を「通常活動」として申請可能とします。

- 「課外活動補助金申請要項」では課外活動補助金を申請できる直接経費を「サークル設立の趣旨に沿い、イベントとの関連が明確であり、サークルに帰属するもの」としていますが、「イベントとの関連」についての条件を緩和します)。これにより、「サークル設立の趣旨に沿い、サークルに帰属するもの」であれば、イベントに紐付かないオンライン活動に係る費用についても課外活動補助金を申請することが可能です。
- 貼付できる領収書は、2021年1月8日以降の日付のものとなります。
- 今年度、既に「通常活動」分を申請しているサークルも、再度申請可能です。
- **イベント実施報告書を作成するにあたっての注意事項**
 - 1) 「イベント名」欄には「通常活動」と記入する
 - 2) 「事前準備」および「事後処理」欄は記入不要
 - 3) 通常活動の内容については「開催日」欄に記入する
 - 4) 通常、イベント実施報告書の提出期間は事後処理から1か月以内となっていますが、2021年1月8日以降の「通常活動」については、提出締切が3月24日（消印有効、事務所窓口へ提出の場合は15時まで）となります。
 - 5) 通常活動分の申請については、提出期限内であれば、1回にまとめて申請しても、複数回に分けて申請しても構いません。

- 「イベント実施報告書」の書式は、以下 URL よりダウンロード可能です。
【URL】 https://www.waseda.jp/inst/student/assets/uploads/2020/11/circle_event_report_2020.pdf
- 2020 年度に「通常活動」で認められた費用については、2020 年度直接経費の積み上げの対象とします。2020 年度直接経費は、2021 年度の課外活動補助金コースに影響します。

ご参考：今後実施される救済措置<予告>

2020 年度にイベントを多数実施できないことで「直接経費」が積み上げられないことにより、2021 年度に申請要件を満たせず、「30 万円コース」「15 万円コース」を獲得できないことに伴う救済措置

- ① 「2021 年度課外活動補助金申請に係る説明書」を申請フォームから提出してください（※1）。内容を踏まえ（※2）、2020 年度決定コースを 2021 年度にスライド適用する予定です。

※1 2021 年度サークル公認継続・新規設立手続き期間（3 月 8 日～17 日）に、他手続きと併せて申請することになります。「2021 年度課外活動補助金申請に係る説明書」フォーマットは同期間のみ公開します。

※2 課外活動補助金申請要件に則ったもの（直接経費の対象範囲や領収書の要件、サークルで追加すべき情報等）のみ、査定対象となります。

ご参考：課外活動補助金申請要項（2020 年度）

【URL】 http://www.waseda.jp/student/gakusei/2020_circle_hojokin.pdf

- ②2020 年度において順調に直接経費を積み上げることができ、コースのその他の申請資格を満たすことができたサークルについては、金額の高いコースを申請することも可能です（例：2020 年度に 15 万円コースとなったサークルが、2020 年度中に直接経費を 60 万円以上積み上げることができた場合、サークルからの申請の結果、2021 年度に 30 万円コースとなる可能性あり）。

以上

（照会先：学生生活課 Mail：kagaidesk@list.waseda.jp）